

特別養護老人ホーム ほっとはうす千羽

ショートステイ 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(富山県指定 1670900099)

◇◇◆ 目 次 ◆◇◇

- 1 事業所経営法人
- 2 事業所の概要
- 3 居室の概要
- 4 職員の配置状況
- 5 契約締結からサービス提供までの流れ
- 6 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 7 サービスの利用に関する留意事項
- 8 その他運営について
- 9 苦情の受付について
- 10 事故発生時の緊急対応について
- 11 非常災害対策について
- 12 第三者評価の実施状況について

1 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 小矢部福祉会
(2) 法人所在地 富山県小矢部市浅地121
(3) 電話番号 0766-61-8310
(4) 代表者名 理事長 舟本 勇
(5) 設立年月日 平成 9年 4月30日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所（平成12年2月14日指定）
指定介護予防短期入所生活介護事業所（平成18年4月1日指定）
当事業所は特別養護老人ホームほっとはうす千羽に併設されています。
- (2) 事業所の目的 この事業所は介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を利用していただき、指定（介護予防）短期入所生活介護を提供します。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホームほっとはうす千羽
- (4) 所在地 富山県小矢部市浅地121
- (5) 電話番号 0766-61-8310
- (6) 事業所の代表 施設長 中野 明美
- (7) 運営方針 在宅の要介護者等に対して、個々のニーズに応じたサービスを提供し、それによって利用者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持・向上に努めながら生きがいを持ってもらうとともに、家族の身体・精神的介護負担の軽減を図ります。
- (8) 利用定員 10名
- (9) 併設事業 当事業所では、次の事業を併設して実施しています。
- 〔指定介護老人福祉施設〕 定員60名
〔ユニット型指定介護老人福祉施設〕 定員30名
〔指定通所介護〕 平成12年 2月14日指定 定員40名（第1号通所事業含む）
〔第1号通所事業〕 平成18年 4月 1日指定 定員40名（介護給付含む）
〔指定居宅介護支援事業所〕 平成11年 9月30日指定
〔在宅介護支援センター〕
〔ケアハウスおやべ〕 定員80名

3 居室の概要

当事業所では、以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の種類		備 考
1人部屋	26室	指定介護老人福祉施設と共有します。
2人部屋	18室	指定介護老人福祉施設と共有します。
4人部屋	2室	指定介護老人福祉施設と共有します。
合 計	70床	指定介護老人福祉施設と共有します。

食 堂	1室	
機能訓練室	1室	平行棒、交互牽引滑車運動装置、訓練用マット
一般浴室	2室	車椅子入浴装置2基付、個浴槽

介護職員室	1 室	
医 務 室	1 室	

・居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者や家族等と協議の上決定するものとします。

4 職員の配置状況

当事業所では、指定（介護予防）短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（指定介護老人福祉施設を含む職員数）職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準	職 務 内 容
施 設 長	1 名(兼務)	1 名	法人及び事業所の業務の統括にあたります。
介 護 職 員	3 0 名	2 4 名	日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
生活相談員	2 名(兼務)	1 名	日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看 護 職 員	7 名(兼務)	3 名	健康管理や療養上の看護を行います。日常生活上の介護・介助も行います。
医師（嘱託）	1 名(兼務)	1 名	健康管理及び療養上の指導を行います。
栄 養 士	2 名(兼務)	1 名	栄養・給食に関する業務を行います。
機能訓練指導員	1 名(兼務)	1 名	日常生活上必要な機能訓練を行います。
介護支援専門員	1 名(専任)	1 名	（介護予防）短期入所生活介護計画を作成します。

5 契約締結からサービス提供までの流れ

（１）利用者に係るケアプランがある場合、作成されたケアプランに沿って、サービスを提供します。

（２）利用者に係るケアプランが作成されていない場合のサービス提供の流れは、次の通りです。

①要介護認定等を受けている場合

居宅介護支援事業者等との連絡調整等、必要な支援を行います。



ケアプランの作成



作成されたケアプランに沿って、サービスを提供します。

②要介護認定等を受けていない場合

居宅介護支援事業者等との連絡調整等、必要な支援を行います。

要支援、要介護と認定された場合



作成されたケアプランに沿って、サービスを提供します。

自立と認定された場合



介護保険対象外サービスとなります。

(3) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ケアプランの内容を踏まえ、契約者及びその家族等に対して説明をし、同意を得た上で（介護予防）短期入所生活介護計画に定めます。

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの概要

①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養、身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・自立支援のため、離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、身体能力を最大限に活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の改善又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他の自立への援助

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・利用者の立場に立った、利用者本位の生活援助を行います。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を行います。

(2) 利用料金について（契約書第9条参照）

別表1に示す料金表によって、要介護度等に応じた自己負担額と食費等の合計金額をお支払い下さい。口座振替でお支払いの場合は、22日（休日の場合は銀行の翌営業日）に引き落としをさせていただきます。お振込みをされる場合は、25日までにお支払いください。

北陸銀行 津沢支店 普通預金 4117320

口座名：ほっとはうす千羽短期入所生活介護

口座振替を利用される場合、手数料100円（消費税別）は利用者の方の負担とさせていただきます。

(3) 利用中止、変更、追加（契約書第10条参照）

- ・利用予定期間の前に都合により、指定（介護予防）短期入所生活介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合には、居宅介護支援事業者等と協議して下さい。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として実費相当分をお支払いいただく場合があります。
但し、体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ・サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により希望される期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期日を契約者及び居宅介護支援事業者等に提示して協議します。

7 サービスの利用に関する留意事項

当事業所の利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限：以下の物は原則として持ち込むことができません。

- ・ ペット類
- ・ 大きな家具類
- ・ 高価な割れ物
- ・ 電器製品の持ち込みは原則として2点までとします。なお、持ち込みに際しては利用申込時に「電器製品持込届」を提出の上、協議させていただきます。

(2) 面会、外出、外泊

- ・ 面会は予約制です。
- ・ 面会の際は、必ず面会簿に記載して下さい。また、差し入れ等をされる場合には、面倒でも必ず職員にご連絡下さい。
- ・ 外出、外泊される場合は、事前にお申し出下さい。

(3) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記の協力医療機関において診療を受けることができます。

協力医療機関の名称	所在地	電話番号
北陸中央病院	小矢部市野寺123	0766-67-1150

8 その他運営について

(1) 感染症の発生及びまん延防止等に関する取り組み

感染症の予防、まん延防止のための委員会開催、内容の周知徹底を図り、感染症の予防、まん延防止のための指針を整備し、定期的な研修と訓練の実施に取り組んでいます。

(2) 高齢者虐待防止の推進

責任者を配置し、虐待の発生又はその再発防止のための委員会開催、内容の周知徹底を図り、虐待防止のための指針を整備し、定期的な研修の実施に取り組んでいます。

(3) 人員配置基準における両立支援

仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を勧め、職員の離職防止・定着促進に取り組んでいます。

(4) ハラスメント対策の強化

方針の明確化及び周知徹底と啓発、相談に応じ、適切に対応するための必要な体制を整備し、被害防止のためのマニュアル作成・研修の実施に取り組んでいます。

(5) 業務継続に向けた取り組みの強化

業務継続計画を策定し、周知すると共に、定期的な研修や訓練の実施に取り組み、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて計画変更を行っていきます。感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を行います。

9 苦情の受付について（契約書第25条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は、以下の専用窓口で受け付けます。苦情については、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行います。寄せられたご意見や苦情に対して関係機関と相談しながら、申し出人と誠意を持って話し合い、合意が得られるように努めます。なお法人として、第三者委員会を設置しています。

- ・苦情解決責任者

施設長 中野 明美

- ・苦情受付窓口（担当者）

介護長 杉森 圭介

副主任生活相談員 山下 敬也

- ・受付時間 毎週月曜日～金曜日、9：00～17：00

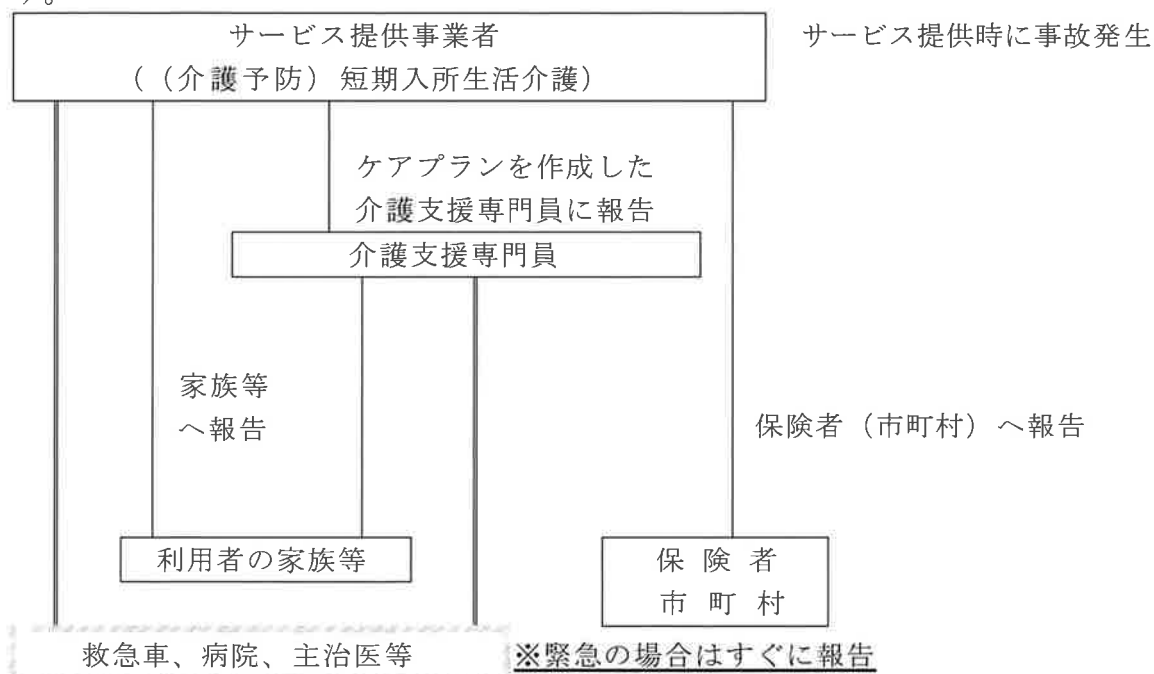
また、苦情受付ボックス（意見箱）を正面玄関等に設置しています。

（2）行政機関その他の苦情受付機関

小矢部市健康福祉課	所在地 富山県小矢部市鷺島15番地 電話番号 (0766) 67-8605
砺波地方介護保険組合	所在地 富山県砺波市栄町7-3 電話番号 (0763) 34-8333
国民健康保険団体連合会	所在地 富山県富山市下野字豆田995番地の3 電話番号 (076) 431-9833
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 富山県富山市安住町5番地の21 電話番号 (076) 432-3280

10 事故発生時の緊急対応について

当事業所のショートステイ利用時に事故が発生した場合は、速やかに下記の通り対応します。



11 非常災害対策について

- (1) 防火時の対応 消防計画書
- (2) 防火設備 火災報知器、スプリンクラー、消火栓等の消火設備を備えています
- (3) 防災訓練 年2回の防災訓練を実施しています

12 第三者評価の実施状況について

当事業所では第三者による調査を受けていません。介護情報サービスは「介護サービス情報の公表制度」による公表を行っています。これらの情報は、指定情報公表センターなどのホームページでご覧いただくことができます。